

◎新潟県告示第169号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 都市公園の名称

新潟県立大潟水と森公園

2 都市公園の位置

上越市大潟区潟町字丸山、字堀田、字巻、字小苗田林、字宮ノ外、字新田、字表新田及び字屋敷割、字中谷内、雁子浜字中谷内及び字清水割、三立会字砂田及び内楨、土底浜字古新田及び四ツ屋浜字古新田、九戸浜字中谷内並びに岩野古新田字鶴ノ池の一部

3 変更に係る都市公園の区域

上越市大潟区大字九戸雁子上下浜立会字堀田、字砂田の一部（別紙図面のとおり）

4 変更に係る区域の供用開始の期日

平成30年4月1日

新潟県立大瀧水と森公園・供用開始区域



